

## 令和2年度第6回 下関市環境審議会 議事録

日時：令和2年11月10日（火）14：00～15：30

場所：下関市リサイクルプラザ啓発棟3階 第1研修室

### 1 開 会

資料確認の後、本審議会が原則公開であることと傍聴要領の遵守及び議事録作成について説明を行った。

出席者：下関市環境審議会委員、株式会社MOT総合研究所  
下関市環境部

資 料：資料1、資料2-1、資料2-2、資料3、資料4-1、資料4-2

### 2 議 事

#### (1) 公害防止協定締結について

(株式会社MOT総合研究所との公害防止協定)

##### ア 事務局及び事業者説明（約10分）

資料4-1、資料4-2より、公害防止協定締結先を株式会社MOT総合研究所から長府バイオパワー合同会社へ変更することについて説明を行った。

##### イ 事務局説明（約15分）

資料1、資料2-1、資料2-2、資料3より公害防止協定締結に対する委員からの意見とこれに対する見解、公害防止協定等の修正案についての説明を行った。

##### ウ 事務局説明（約5分）

答申案について説明を行った。

#### 【主な質疑等】

##### (1) 公害防止協定締結について（株式会社MOT総合研究所との公害防止協定）

##### ア 資料4-1、資料4-2

A 委員：前回審議会時点でのSPCの事業ストラクチャーでは東京ガスが出資検討中となっていたが変更があったのか。

事業者：事業ストラクチャーに変更があり委員ご指摘の通り。基本的にはMOT総合研究所と石油資源開発で事業化を進めていきたい。電力・ガス事業者に

入っていただくことは大きいと考える、20年以上の安心安定の事業ができるようストラクチャー構成でやっていきたい。

会 長：公害防止協定締結先の変更について本審議会では承認したい。

#### イ 資料1、資料2-1、資料2-2、資料3

会 長：資料1の12番の事業者見解のなかのT-P、T-Nの規制値はいくらか。

事務局：協定値としてT-Nは120mg/L、T-Pが16mg/Lとなっている。詳細は前回資料4を参照いただきたい。

B 委員：カーボンニュートラルについてだが、外国産の燃料を使うと燃料生産国の二酸化炭素が使用国で排出されることとなり、国内の排出量は増えることとなるが、国際的なルールはないのか。

事務局：国内でのカーボンニュートラルを進めることも必要であり、国も対策を考えているが、現状では材料の供給が追い付いていない。外国産の燃料を輸入先で使用することへの二酸化炭素排出に係る国際的なルールは特にな

い。

B 委員：外国の排出は減って国内の排出が増えることは問題。世界的にバランスが取れているというがその証明があるのでは。その辺のルールはないのか。

事務局：燃料チップについては認証制度がある。

事業者：燃料の木質ペレットは適切な条件で植林を行った認証制度に基づいたものを使っていく。二酸化炭素の国をまたいだ排出の問題は理解しているが、事業者としては適正な燃料を輸入して事業を行っていく。

会 長：市民感覚として外国から輸入した燃料を国内で燃焼させて問題がないのかというのは自然な疑問。今回のバイオマス発電所は木質チップを燃焼させるが二酸化炭素の排出量は計算上はないということか。

事務局：そのとおりである。

C 委員：前回資料3のスライド32の水質の環境基準とは排水の基準なのか。

事業者：排水先の海域の環境基準を示していて、CODはA類型、T-N、T-PはII類型となっている。

C 委員：カーボンニュートラルについてだが、地球の南北ではあまり空気の流れがない、それを踏まえた資料があるとよい。

会 長：二酸化炭素濃度に

についても北半球のデータはあるが、南半球のデータはあまりない。

D 委員：PKSのもとであるパームヤシそのものの生産が難しくなってきた。国内産の燃料は使わず手に入りやすい外国産の燃料を使うという計画は安易すぎる、慎重にあるいは国内産の燃料を考慮したビジネスモデルを考えたほうがいいのではないか。

事業者：PKS についてはご指摘のような問題もある。ただし、エネ庁で適切な PKS については検討している。今後の議論になるところでもあり、本事業は基本的には木質ペレットのみで行う予定。

D 委員：パームヤシの生産そのものが自然破壊である面もあり将来的に生産ができなくなると心配している。

会 長：タイではゴムのプランテーションのため天然林はほとんどない。東南アジアにおけるこのような状況を助長してよいのかという問題はある。

#### ウ 答申（案）

A 委員：2 行目の株式会社 MOT 総合研究所になっているが修正が必要ではないか。

事務局：最初に諮問した段階では株式会社 MOT 総合研究所であったのでそうしている。締結先が変わったことは示されていない。

B 委員：再生可能エネルギーという表現は適切なのか。物理学的に再生可能はあり得ない。

事務局：ここでの再生可能エネルギーは地球温暖化対策の中で定義された言葉で、その中で使用しているをご理解いただきたい。

E 委員：国内産あるいは県内産の燃料調達に関してだが、本審議会からの答申としてはよいと思っているが、市としても県内産の燃料の推進に向けて別のアピール行っていただきたい。

事務局：事業者への要求とともに、市としても推進していくことを求めたものとなっていると考えている。農林部局とも連携を図り推進していきたい。

D 委員：何パーセントくらいまでは国内産のバイオマス燃料を使うというような答申はできないのか

事務局：今回の答申は公害防止協定に関するものである、委員の提言はエネルギー政策の観点から検討してまいりたい。

F 委員：「昨今の再エネルギー利用の推進の観点から、地球温暖化対策としても有効なものとなっておりますが」という部分は審議会からの答申からは削除してよいのではないか。

会 長：確かにこの地球温暖化対策ということになっているかどうかについては説明を受けてないし、実は議論もしていない。一般的な言い回しではあるが、この部分を削除することが答申としては適切ではないか。本日の議論を踏まえ文言の修正削除等をおこない最終的に答申を作成し、木下副会長とともに市長に答申いたしたい。